

# 寄 附 行 為

(平成2年3月23日施行)

## 第1章 総 則

(名称)

**第1条** この法人は、財団法人天童市文化・スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）という。

(事務所)

**第2条** 事業団は、事務所を天童市大字小関1230番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 事業団は、芸術文化と体育・スポーツの普及振興を図るため各種事業を実施し、もって市民の情操と教養を高め、風格ある文化の創造と心身ともに健全で明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 事業団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体育・スポーツの普及、振興に関する事業
- (2) 芸術文化の普及、振興に関する事業
- (3) 天童市から委託を受けた芸術文化及び体育・スポーツ施設の管理、運営に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

**第5条** 事業団の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

**第6条** 事業団の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

**第7条** 事業団の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等  
確実な方法により理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

**第8条** 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、こ  
の事業団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議  
決を経て、かつ、山形県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

**第9条** 事業団の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

**第10条** 事業団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計  
年度開始前10日までに、山形県教育委員会に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更し  
ようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

**第11条** 事業団の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由  
書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3箇月以内に、山形県教育  
委員会に報告しなければならない。

2 事業団の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に  
編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

**第12条** 事業団が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除  
き、理事会の議決を経て、かつ、山形県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

**第13条** 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新た  
な義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければなら  
ない。

(会計年度)

**第14条** 事業団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員及び評議員

(役員)

**第15条** 事業団には、次の役員を置く。

(1) 理事10人以上15人以内(理事長、副理事長及び常務理事各1名含む。)

(2) 監事2人

(役員を選任)

**第16条** 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 理事の選任にあたっては、特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数  
の3分の1を超えてはならない。

3 監事には、事業団の理事及び職員は含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の

関係があつてはならない。

(理事の職務)

**第17条** 理事長は、事業団の業務を総理し、事業団を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して事業団の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

**第18条** 監事は、事業団の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 事業団の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は山形県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

**第19条** 事業団の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

**第20条** 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員報酬)

**第21条** 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

(評議員選出)

**第22条** 事業団には、評議員10人以上15人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 5 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

**第23条** 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

**第24条** 事業団の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

- 3 職員は、有給とすることができる。
- 4 職員に関し必要な事項は、理事長が理事会の同意を得て別に定める。

## 第5章 会 議

(理事会の招集等)

**第25条** 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、請求があった日から14日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

**第26条** 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

**第27条** 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他事業団の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- 2 評議員会の議長は、会議の都度評議員の中から互選する。

- 3 第25条第1項及び第26条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

**第28条** すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

**第29条** この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経て、かつ、山形県教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

**第30条** 事業団の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経て、かつ、山

形県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

**第31条** 事業団の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経て、かつ、山形県教育委員会の許可を受けて、天童市に寄附するものとする。

## 第7章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

**第32条** 事業団の事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 許可、認可及び登記に関する書類
- (6) 理事及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第6号までの書類は永年、同項第7号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

**第33条** この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 事業団の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第19条第1項の規定にかかわらず平成4年3月31日までとする。
- 3 事業団の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 4 事業団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第27条第1項の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。